



裁判員制度に対応するため増築された法廷。車いすでの入廷もでき、壁面には2台の大型モニターが設置されている

特集

企業と



裁判員制度

より身近に、わかりやすく。

国民参加の刑事裁判がまもなくスタート。
宇都宮地方裁判所・西岡清一郎所長に聞く

平成16年5月の「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」成立から5年。いよいよ平成21年5月21日から「裁判員制度」がスタートします。

全国各地で説明会や模擬評議などが行われ、最近ではテレビや新聞などでも話題の「裁判員制度」。しかし、その詳しい内容についてはよく分からないという経営者も多く、「負担が増えるのでは…不安です」という声も聞かれます。開始まで残すところ約半年。この機会に制度への理解を深め、安心して開始の時を迎えましょう。

「裁判員制度導入」のニュースを聞いて、ニキータ・ミハルコフ監督の映画「12人の怒れる男」を思い起こした人も多いのではないのでしょうか。陪審員たちの議論が一人の反対意見により次第に熱を帯びていき、評決にいたるまでのドラマチックな展開。年齢や職業、感覚も違う一般市民が集い、一人の少年の人生を左右する評決を下す陪審員裁判は、テレビドラマ「大岡越前」に代表される日本の裁判物語とはまったく異なるものでした。この作品は日本でも大ヒットし、多くの日本人に自由の国アメリカの陪審員制度を強く印象づけました。

そして来年5月、いよいよ日本でも、一般国民が参加し、その声を裁判に反映させる「裁判員制度」がスタートします。裁判のニュースを聞いたり、サスペンスドラマなどで法廷シーンを見ることがあっても、一般の人が実際の生活で裁判と関わる機会は少なく、法廷に足を踏み入れる機会は滅多にないものです。裁判員制度を負担に感じ、不安を覚えるのも当然ですが、犯罪が欧

という法律のプロ3者によって行われ、その判決は国民から裁判所に委ねられています。法律のプロによる裁判では、専門性の高いいねいで慎重な検討が行われますが、どうしても判決の内容は理解しにくく、一般の人にとっては距離感を感じるものになってしまいがちでした。

考えています」

一般社会で生活している国民が参加することにより、その判決がより今の社会や感覚に即したのものになると大きな期待を寄せています。「時代とともに社会も犯罪も変化しています。私が法律を学んだ頃は、まだ携帯電話もコンビニもない時代でした。新しい物が増えると同時に、人の感覚も変わってきています。年齢や職業、生活環境が違えば多くの人の声が必要で、皆さんの不安を取り除き、負担を軽減するために、法曹界もこれまでのやり方を変えていかなくてはなりません。今、裁判所では「見て、聞いて、分かる裁判」を目指しています。例えば、裁判を分かりやすくする取り

より国民の意識に近い裁判が実現できると

広い層の声を審理に取り入れることで、意見が出てくると思っています。

「これまで日本の刑事裁判は、裁判官、検察官、弁護士

米並みに凶悪化、低年齢化し、件数も右肩上がりに増えている今、誰もが「裁判とは無関係」とは言っていないかもしれません。裁判員制度のスタートを前にさまざまな不安や疑問が取り沙汰される中、宇都宮地方裁判所の西岡清一郎所長を訪ね、裁判員制度の概要と裁判員の役割などについて伺いました。

裁判員制度で裁判が変わる

宇都宮地方裁判所の玄関を入ると、正面には大きな案内看板。階段脇のスペースには裁判員制度の紹介コーナーが設けられ、一般に向けて制度の内容を分かりやすく解説したパンフレットなどが並んでいます。所内の案内表示も分かりやすく一新され、以前と比べると明るくすっきりとした雰囲気になりました。すでに裁判員制度に対応した設備を備えた2つの法廷の増築工事も終わり、今、宇都宮地裁では制度開始に向けた準備が着々と進んでいます。



宇都宮地方裁判所 西岡 清一郎 所長

「裁判員制度の導入は、日本の法曹界にとっては明治以来の大変革。革命と言ってもいいほどです」と西岡所長は、まず裁判員制度がもたらす影響の大きさを口にしました。

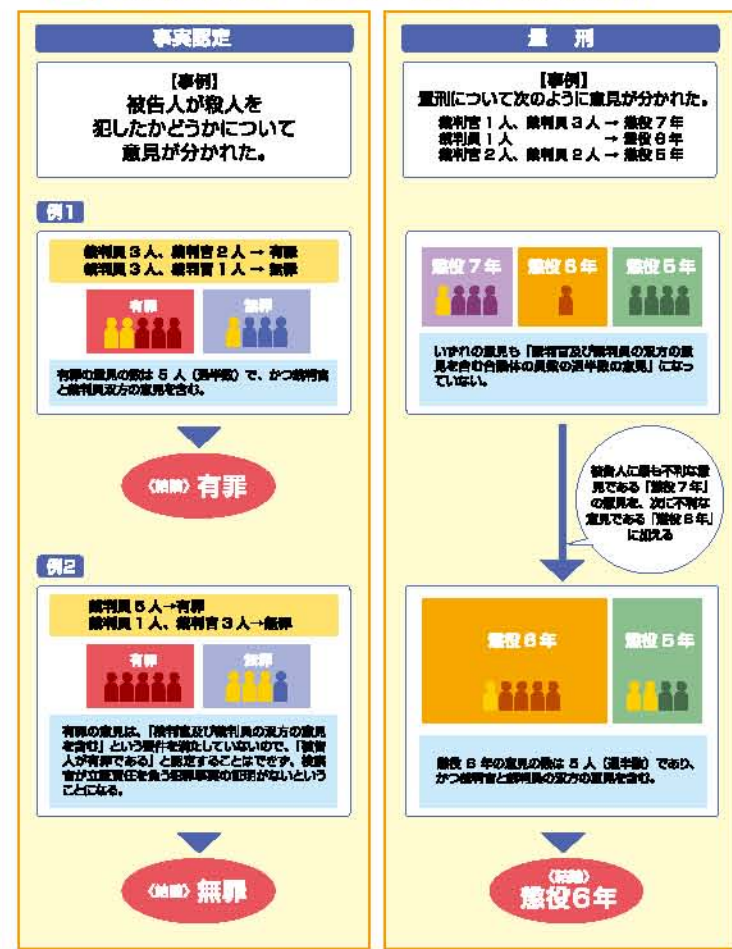
かつて日本でも「大正デモクラシー」の時期に陪審員制度が行われていたことがありますが、これは納税額が一定以上の男子の中から選ばれた陪審員が重大事件について審理し、有罪・無罪の結論を裁判官に答申するもので、裁判官は陪審員の結論には拘束されず審理のやり直しを命ずることができました。結局この制度は定着せず、導入から約15年で停止されてしまいました。

新たな裁判員制度は、この陪審員制度とも、原則全員一致で有罪・無罪を決めて裁判官が量刑を決めるアメリカの陪審員制度とも異なる日本オリジナルの制度です。裁判員制度では、重大な犯罪で起訴された刑事事件を、国民の中から選ばれた6人の裁判員と3人の裁判官が対等に議論し、有罪・無罪を判断し、有罪の場合

はどのような刑罰を課すのかを決めていきます。評議を尽くしても全員の意見が一致しなかった場合、評決は多数決により行われます（ただし、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上の賛成が必要（図1参照）。裁判官の意見が、裁判官の意見と同じ重みを持つという点が新たな制度の大きなポイントです。

「これまでの日本の刑事裁判は、裁判官、検察官、弁護士

【評議で意見が一致しない場合の多数決の方法】



組みとして、平成17年11月から「公判前整理手続」が実施されています。これは、裁判員が参加する最初の公判期日の前に、裁判所と検察官、弁護人が争点を絞り、証拠を厳選し、審理計画を立てる手続きです。この導入により、裁判員は膨大な証拠書類や証人尋問調書を読み込む必要がなくなり、裁判にかかる時間を短縮することができました。

また、パワーポイントなどのプレゼンテーションソフトを用いて要点を説明したり、法廷内のディスプレイに事件現場の状況などを視覚的に分かりやすく示したり、難解な法律用語を理解しやすいものに改めるなど、分かりやすい裁判、審理の実現に向けて、多角的な検討が進められています。

「法律は、人間が生きているために、人間が作ったものです。そして、人間のことを判断できるのは、人間だけです。被告人の有罪・無罪と刑罰を決める刑事裁判が、たいへん重いものであることは間違いありませんが、裁判員として参加することは社会の現実を見つめ、人間の在り方について考える素晴らしい機会になります。新しいことを始めるのはたいへんなことですが、社会のために果たす役割の一つとして裁判員制度を理解していただきたいと思えます」

西岡所長の言葉からも、変革を恐れず制度をスムーズに運営していこうという裁判所の姿勢が伝わってきます。

栃木県の裁判員裁判

裁判員制度の開始後、実際に栃木県では

どのような裁判員裁判が行われることになるのでしょうか。まず、実施場所は全国に50カ所ある地方裁判所の本庁と、地方裁判所の支部10カ所と決められているので、県内では宇都宮地方裁判所1カ所のみとなります。次に、裁判員裁判の対象となる事件は、以下のような重大な犯罪が代表例として挙げられています。

- 殺人罪 人を殺した場合
- 強盗致死傷罪 強盗が人にけがをさせ、あるいは死亡させた場合
- 傷害致死罪 人にけがをさせ、死亡させた場合
- 現住建造物等放火罪 人が住んでいる家に放火した場合
- 危険運転致死罪 泥酔した状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合
- 身の代金目的誘拐 身代金を取る目的で、人を誘拐した場合
- 保護責任者遺棄致死 子どもに食事を与えず、放置し死亡させた場合

平成19年の統計を見ると全国の対象事件数は2643件。これは全国の地方裁判所における刑事通常第一審事件数の約3%にあたり、対象事件のほぼ半数を強盗致死傷、殺人が占めています。宇都宮地裁の対象事件数は62件(平成19年)で、残念なこと人口に対する対象事件数の比率は、全国でも高いほうに位置しています。

ります。ここには、どんな些細なことでも書き込んでください。現在、裁判所では業種による繁忙期の違いなども調査中ですが、地域や会社の規模によっても違いは大きいと推測しています。また、断続的に仕事が入り、1年間の予定が読めないという会社もあるでしょう。私たちが知らないことは、たくさんあります。ですから、調査票にはどんな書き込んで、どの程度の負担になるかを教えてほしいと思えます」

さらに、裁判そのものの精神的な負担や不安については、「先ほども申しましたが、刑事裁判というのは被告人の有罪・無罪と刑罰を決める重いものです。だからこそ『きちんと真剣に考える』ということが大切です。裁判の中で人が人を判断するということへの不安、たいへんな側面を消すことはできません。しかし、裁判員制度は真剣にも

「調査票には、1年を通じた辞退の申し立ての有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月の有無などを書き込む欄がある」として示したのは、12月までに名簿記載通知とともに届く調査票の活用方法です。



宇都宮地方裁判所（宇都宮市小幡）

また、裁判員に課せられる守秘義務の負担については、「審理の中では、厳しい判断をしなければならぬ局面も出てくるかと思えます。例えば裁判官や裁判員がどんな意見を述べたとか、誰が反対したかなど、評議の

【選任手続の流れ】

前年の秋ごろ

名簿の作成
各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成

前年の12月ごろまで

候補者への通知・調査票の送付
裁判員候補者名簿に記載されたことへの通知
配属禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかどうかなどを尋ねる調査票を送付

事件ごとに名簿の中からくじによる選定

事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、くじにより裁判員候補者を選定

裁判の日週間前まで

選出手続期日のお知らせ(呼出状)・質問票の送付
くじで選ばれた裁判員候補者に選任手続期日のお知らせ(呼出状)を送付
辞退事由の有無などを確認するための質問票を送付

裁判の当日

選任手続
選任手続の当日、裁判員から裁判員候補者に対し、辞退希望の有無・理由、不公平な裁判をすればその有無などについての質問

6人の裁判員を選任

最終的に事件ごとに裁判員6人を選任(必要な場合は補充裁判員も選任)

つまり、栃木県は裁判員に選ばれる確率が高く、試算方法により若干の違いはありますが、選任確率は3289人に1人、全国5番目の高確率と報道されています(10月16日付下野新聞)。

「確かに、栃木県は人口に対して重大な犯罪事件が多い県です。しかし、犯罪はテレビドラマではなく、現実の社会で起こっていることです。裁判員制度は、事件に目を向け、人間を見つめるきっかけにもなるのではないのでしょうか。裁判員制度の対象となるのは、平成21年5月21日以降に起訴された事件ですから、来年2月から3月ごろに重大な事件が起これば、対象事件となることも考えられます」と西岡所長。

企業の対応は

最後に、裁判員へのさまざまな負担と、事業主の対応方法について西岡所長に尋ねました。例えば、従業員が裁判員に選任された場合、有給扱いにしなければならぬのか、拘束日数や時間はどのくらいか、どんなに忙しくても辞退することはできないのか……次々と疑問がわいてきます。

「事業主の皆さんには、裁判員に選任された人に対して不利益取扱いはしないという基

秘密や、評議以外の職務上知り得た秘密については他言してはいけません。守秘義務は、9人で自由な議論を行うための担保なんです。しかし、法廷は公開されるものですから、法廷で見聞きしたことは誰に話しても構いません。また、『たいへんだったよ』とか『面白かった』など裁判員の職務を行った上での一般的な感想などについては、守秘義務に触れることはありません。裁判員について一切口を閉ざさなければならぬというものではないので、過大な負担にはならないと思えます」と、制度への理解を求めました。

今、裁判所が危惧しているのは、制度開始後第1回目の裁判に裁判員として参加した人々へのマスコミの取材攻撃。「注目されることは間違いありませんが、事前に裁判所からマスコミに要請するなど、対応策を検討しています」と、この点についても裁判員の負担にならないよう配慮し、準備が進められています。裁判員法には、裁判員となった人のプライバシーを守り、事件関係者から危害を加えられることがないように、「裁判員の氏名、住所、その他の個人を特定するに足りる情報を公にしてはならない」と明記されています。審理に参加しても氏名などは公表されませんし、事件に関連して裁判員等に接触することは禁止されている上、その親族に対して面会、文書送付、電話、その他方法を問わず脅迫行為を行った者に対しては罰則も定められています。これは、過去に裁判員であった場合にも適用され、その人を特定できる情報は、本人が同意しない限り公開されることはありません。



広報用映画パンフレット
裁判員制度をわかりやすく伝える広報用映画も制作された

その他にも、経済的な負担がないよう日当と旅費(場合によっては宿泊費)を支給するなど、裁判員の処遇に関しては、裁判員法にさまざまな定めが設けられているので、裁判員に選任されることを大きな負担と感じる必要はありません。

「不安を取り除くには、制度をよく知っていただくのが一番」と西岡所長。裁判所では、ウェブサイトでもわかりやすく制度を解説したり、人気俳優が主演する裁判員制度広報用映画を制作するなど、積極的な広報活動を展開しています。制度への疑問や、負担の重さへの不安を感じたら、パンフレットやサイト、映画を見て、日本の司法制度について考えてみましょう。それが不安解消への近道。スタートの時は、もうすぐそこまで来ています。

これはどうなの？



裁判員制度

企業と裁判員制度Q&A

Q 会社を経営しているのですが、裁判で何日も不在にするのは難しいと思います。辞退できないのひまがっ。

A 原則として辞退はできません。ですが、次のような場合には辞退できることになっています。

- ・70歳以上の人
- ・学生、生徒
- ・妊娠中や出産直後（8週間以内）
- ・妻や娘の出産のための入院のつきそい、または出産の立ち会い
- ・重い病气やけが
- ・親族、同居人の通院等のつきそい
- ・親族や同居人の養育、介護
- ・自分が処理しないと著しい損害を生じる恐れのある重要な仕事がある
- ・父母の葬式等、別の日にはできないような社会生活上の重要な用務がある

過去一定期間内に裁判員などの職務に従事したり、裁判員候補者として裁判所に行ったことがある（辞退が認められた人は除く）

このような人は辞退が認められません。このうち、ご質問に関連するのは「自分が処理しないと著しい損害を生じる恐れのある重要な仕事がある」でしょう。

具体的にどのようなものが認められるかは、ケースバイケースなので一概には言えません。その人ごとの事情を、裁判所が総合的に判断することになります。

ですので、もし「今は無理」と感じたら、まずは裁判所に相談してみてください。

また、前の記事中にもありました通り、裁判員名簿に記載された人には前年の12月頃までに「調査票」が届くなど、事前に都合を調べることになっています。

Q 社員が裁判員に選ばれた場合を考えると、特別休暇な

このことですが、任命されたことも秘密なのですか？

A 法律上は、何人も裁判員であることとを特定できる情報を公にしてはならないと定められており、その中には裁判員自身が、自分が裁判員であることを公にすることも含まれています。とはいえ、日常生活の中で公表しないことは不可能でしょう。家族や友人など親しい人に話すことは、問題ありません。

同様に、休むことによつて影響を受ける同僚や上司などにも話しても大丈夫です。それができなくて、そもそも休むこと自体できないでしょう。

ちなみに、裁判が終了して裁判員でなくなつてしまえば「私は裁判員でした」と公表して構いません。ただ、評議の内容や、裁判員の職務上知りえた秘密（事件関係者のプライバシーや他の裁判員の名前など）は守秘義務がありますので、気をつけてください。

会社の中でも、守秘義務に関することを、たとえば飲んだ勢いなどでしつこく聞いたりして



どの制度を設けておく必要はありますか？

A 現在のところ、法律で定められてはいませんので、あわてて制度化しなくても大丈夫です。

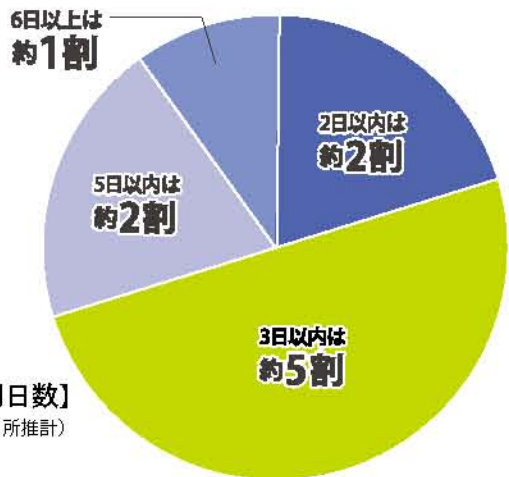
裁判員の仕事のために必要な休暇をとることは労働基準法で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由に解雇等の不利益な扱いも禁止されています。

とはいえ、制度があれば社員も安心して休むことができます。裁判自体は短期間（3～5日）で終了できるような手続きをとりますから、制度を作っておくことで、業務への影響は最小限におさえることもできるでしょう。ぜひ、早めに制度化しておいてください。

Q 裁判員になった社員は有給で休ませなくてははいけないのですか？ 日当が出ると聞いたのですが、そうすると二重取りになりませんか？

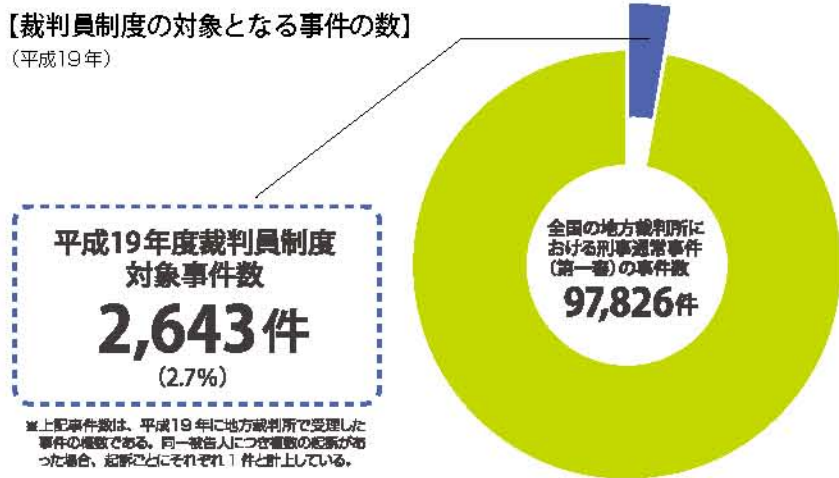
A 難しいところですね。裁判員の日当は1日1万円以内ですが、これをどう解釈するかによつて判断が分かれるかも知れません。

大企業などでは、すでに「有給休暇」を決めているところもあるようですが、中小企業にとっては判断が分かれるところでしょう。裁判所は有給休暇制度をお願いしていますが、最終的には企業トップの判



昼食時間などもありますので、実質5～6時間/日と考えられます。また、1日が終われば帰宅できますので、人によっては会社で働くよりも短くて済む可能性もあります。

（参考）「よくわかる！ 裁判員制度Q&A」最高裁判所



はいけません。上司が強く言うと、部下は立場が弱いですから、話してしまうこともあり得ます。パワハラは厳禁です。

Q 裁判になると、長時間拘束されたり、評決が出るまで帰宅できなかつたりするのですか？

A 外国映画の影響で、そういう心配をされる方も多いようです。そんな方式をとっている国もあるようですが、仮に丸1日かかったとしても途中で

